

# ハラスメントとは

優越的な地位や立場,優位性等を背景に,相手方の意にそわない言動等により,その 人格や尊厳を傷つけ,あるいは,修学・就労 環境を悪化させること

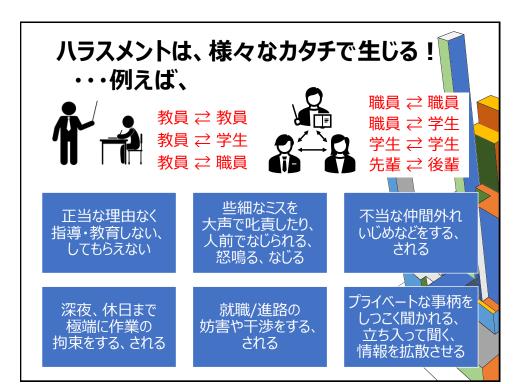
(国立大学法人琉球大学ハラスメント防止に関する指針 3 (1)より)

パワー ⇒ 職階、能力、 経験、実績、勤務年数、 人脈、顔が利く、強気...

- ハラスメントは、人権侵害である
- ◆ 誰もが加害者にも被害者にもなる可能性がある

琉球大学ハラスメント相談支援センター

3



# 琉球大学は、 **ハラスメントを許しません。**



琉球大学学長

西田 睦

#### 「学長からのメッセージ」

#### ハラスメントをしない、させない キャンパスに向けて

琉球大学では、本学構成員(本学に関わる全ての学生等及び教職員等)の基本的人権を尊重し、ハラスメントのない修学・就労環境を保障することが重要だと考えています。ハラスメントに関する「相談」や「申立」は本学構成員の権利です。ハラスメント防止体制のさらなる改善を進めます。多様性の尊重の推進、SDGsに関する取組として、「ハラスメントをしない、させないキャンパス」づくりに向けて、着実に手を打っていきます。

琉球大学は、「学生にとって学び甲斐のある、教職員にとって働き甲斐のある、地域にとって頼り甲斐のある 大学」を目指します。

5

## ハラスメントは組織で守る

「事業主は、適切に対応するために必要な体制の整備、その ほかの雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」 (男女雇用機会均等法第11条)

- ◆国立大学法人琉球大学ハラスメント防止に関する指針
- ◆国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則
  - ・国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策委員会規程
  - ・国立大学法人琉球大学ハラスメント調査委員会に関する規程
    - ・・・ 琉球大学ハラスメント相談支援センターHP

目指すのは、加害者も、 被害者も、傍観者も、 生まない組織! https://hcsc.jim.u-ryukyu.ac.jp/

本学構成員(全ての学生等・教職員)に適用される

琉球大学ハラスメント相談支援センター



# アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントとは

優越的な地位や立場、優位性等を背景に、

- ①不当又は差別的な取扱い
- ②指導責任の放棄
- ③権限等の濫用による妨害的行為
- ④進路に関する妨害や干渉
- ⑤相手方の属性等に関する不当な言動
- ⑥身体的又は精神的な攻撃
- ⑦人間関係からの切り離し
- ⑧個の侵害

これにより、相手方に不利益を課し、人格や 尊厳を傷つけ、修学・就労等の環境を悪化させ、 あるいは、精神的・身体的苦痛を与えること

琉球大学ハラスメント指針 3(2) I





セクシュアル・ハラスメントとは

①優越的な地位や立場、優位性等を背景に、性的誘いかけを行い、あるいは、好意的態度の強要をする等、相手方の意にそわない性的言動をすること
②性的誘いかけ等への拒絶に対して、優越的な地位や立場、優位性等を利用して不利益を課すこと→地位利用型・対価型

③相手方の意にそわない性的言動によって、修学・就労等を不当に妨げ、あるいは、修学・就労等の環境を悪化させること→環境型

琉球大学ハラスメント指針 3 (2) II

※同性に対するものを含む。また、SOGI(性的指向・性自認)に関わらない。

### その他のハラスメント

- ジェンダー・ハラスメント
- SOGI・ハラスメント
- ストーカー、デートDV等
- アルバイト先でのハラスメント
- 就活とハラスメント

これらの場合も、是非相談してください

11

## 大学におけるハラスメント事例1

アカハラ

セクハラ

アカバラ				
公表日	出典	概要		
2022年 7月13日	福島大学 HP	福島大学: 教授を出勤停止2か月 アカハラ・セクハラ		
	NHK NEWS WEB	・教授(男性、50歳代)は、担当していた研究室で 複数の大学院生や学生に対し、大きな声でどなったり、 長時間、叱責したりしたほか、性的発言を行った。		
		・2021年12月と22年2月の2回にわたり、学生から学内のハラスメント相談窓口に申立があり、大学が学内に調査チームを設置。		
		・調査の結果、22年4月に、教授の行為は、アカデミック ハラスメントとセクシャルハラスメントに該当すると認定され、懲戒処分が下った。		

# 大学におけるハラスメント事例2

#### セクハラ

年月日	出典	概要
2018年7月	大学 HP	早稲田大学: 解任 セクハラ等 ①女子学生(申立人)に対し、 ア 申立人や周囲の学生が気づくほど足元を見つめる イ 申立人の外見についてかわいいと告げる ウ 頻回に2人きりで食事に行き、自分が箸をつけた料理を食べさせる、申立人が食べているものをとる エ 指で肩や背中を押す、頭を触る等の不必要な身体接触を行うオ 私用の買い物を頼む ②申立人を食事に連れて行き、食事の際,申立人に対し、「卒業したら女として扱ってやる」、「俺の女にしてやる」などと告げたことによって、苦痛を与えた。 ③他学生がいる教室で、授業中に、雨で濡れた服を着替えるように指示した上、申立人に対し「裸だったらどうしようかと思った」と告げた。 ④本学の名誉および信用を著しく傷つけた。 ⑤申立人以外の学生に対してもハラスメント行為を行った。 ⑥教員の業務上知り得た個人情報について、他の学生の前で発言した。
		琉球大学ハラスメント相談支援センター 13

13

# 琉球大学におけるハラスメント事例1

#### アカハラ

公表日	出典	概要
2020年11月	沖縄タイ ムス	<ul> <li>琉球大学: 教員懲戒処分(停職3カ月)アカハラ</li> <li>・担当する卒業研究のゼミの学生2人に対し、能力や態度を一方的に批判し、容姿や人格も否定するような言動を繰り返した。</li> <li>・学生1人は指導教員を変更し、もう1人は一時的に深刻な精神不調に陥った。</li> <li>・大学は悪質なアカデミックハラスメントと認定し、当該教員を懲戒処分とした。</li> </ul>

### 琉球大学におけるハラスメント事例2

アカハラ ヤクハラ パワハラ

7 731 12					
公表日	出典	概要			
2021年6月	大学HP 琉球新報 オンライン	<ul> <li>琉球大学 : 教員 懲戒処分 (停職10日)</li> <li>・琉球大によると教員は、自らが担当する大学院生3人に対して、不当な取り扱い、精神的な攻撃、権限の乱用などによる妨害的行為、進路に関する不当な妨害や干渉をした。</li> <li>・学生の人格や尊厳を傷つけ、就学環境を悪化させて精神的苦痛を与えたとして、「悪質なハラスメント行為」に該当すると判断、14日付で停職10日の懲戒処分をした。</li> </ul>			

ハラスメントかな?と思ったら…> センターに相談しよう!

15

# ハラスメント相談支援センター



- ハラスメント相談支援センター 専用のオフィスと相談室を常設 (文系総合研究棟6階 608室)
- ◆ 専門性の高い運営スタッフ 専門相談員(公認心理師・臨床心理 士, 法務博士, 社会福祉士)3名配置 法律と心理の専門家(本学教員)が 中心メンバー(執行委員)を構成
- ハラスメント防止対策委員会と連携 ハラスメント問題を監督する全学組織と連動して問題を解決
- \*ハラスメントの「認定」よりも「救済」 大学としてハラスメントを認定するには、所定の調査や判定手続 きが必要で、時間がかかる。
  - → 相談者の視点から、被害や困難の「早期解決」を目指す!

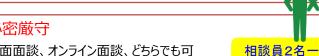
琉球大学ハラスメント相談支援センター

16

# センター利用方法

予約

- 匿名(所属•氏名等)可能
- 第三者(同僚、友人等)相談可
- 予約はHP申込フォーム・電話・メール等から
- 相談員(公認心理師、法務博士等)の希望をヒアリング



でお話を伺います

相談

- 秘密厳守
- 対面面談、オンライン面談、どちらでも可
- 専用のオフィス、相談室を常設
- 複数でも相談可能(例:友人と一緒に相談したい)

支援

- 法律学や心理学の専門家による相談・助言・支援等を行う
- 相談者の希望に基づいて決定(相談者が望まないことはしない)

17

### ハラスメント相談支援センターで出来ること

項目	内 容	条 文
相談	ハラスメントと思われる困りごとの相談に応じる	防止対策に関する規則 第20条第1項第1号
説明・ 助言	出来事の整理と今後の対応について、法律の観点から助言する。メンタル不調への対応方法について助言する 等	防止対策に関する規則 第20条第1項第2号
通知	相談者が特定されない or 相談内容を一般化する形で、「〇〇学部で困っている人がいますので対応をお願いします」と <mark>部局の長等に知らせる</mark>	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号①
調整	所属する研究室(ゼミ)の異動など、具体的な 環境調整を部局等の長に依頼する (部局の長は調整結果を報告する必要がある)	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号②
調停	相談者と相手方の話し合いを仲介する	防止対策に関する規則 第20条第1項第3号③
申立 援助	ハラスメントの認定や懲戒処分を大学に求める ための、 <mark>防対委宛の申立書作成を援助</mark> する	防止対策に関する規則 第20条第1項第4号

琉球大学ハラスメント相談支援センター



(=不利益取扱いの禁止)

ハラスメントに関する相談・苦情の申立て、調査への協力、相談や苦情に関わる問題解決への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生等及び教職員に対し、そのことを理由として不利益な取扱いや報復をすることを禁ずる。もし、不利益な取扱いや報復的な言動があれば、大学として必要な措置を講ずるものとする。

琉球大学ハラスメント指針10

教職員及び学生等は、ハラスメントの相談や申立 てをした者が、そのことに起因してさらなる被害 (セカンド・ハラスメント)を受けやすいことに留意し、 そのような事態が生じないように配慮して行動しな ければならない。

琉球大学ハラスメント指針4後段

19

### 私(自分)がハラッサーにならないために

▶SNSの利用に関する相談:

- :無断の個人情報漏洩、なりすまし、誹謗中傷、 個人的なダイレクトメッセージ等の送信・・・等
- → 警察にすぐ相談します!
- → SNSは「公的な場」であることを認識しよう!
- ➤知らず知らずのうちにハラッサーになってしまう場合 「自分はこんなに好きなことを分かってほしい…」
  - →ストーカー行為

「もっと強く(上手く)なってほしい…」

- →部活でのパワハラ・モラハラ
- ※好意(厚意)も相手の心とのバランスが崩れるとハラスメントや犯罪になってしまうこともあるので注意!

琉球大学ハラスメント相談支援センター

### 琉球大学構成員の責務と権利

- 教職員の責務(6条)
  - (1)日頃の注意喚起,(2)ハラスメントが起こっていること への気づき,(3)起きた場合の迅速な対処(秘密保持, 二次被害に配慮しつつ)
- 構成員の責務(7条)
  - (1) 自身の言動への注意, (2) 他者が行うハラスメントを容認しない, (3) ハラスメントの防止及び排除のための諸施策の実施に協力, (4) 良好な修学環境等の維持・確立に努める
- 構成員の権利(8条)
  - (1) ハラスメントを受けた(と感じた)場合,相談ができる,
  - (2) 相談や申立は、匿名でも、第三者に頼んでもできる、
  - (3) ハラスメントに対して、「No」をいうことができる

琉球大学ハラスメント相談支援センター

21

21





